

質問第九号

三位一体改革における税源移譲額等に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成十六年七月三十日

松
井
孝
治

参議院議長 千 景殿

三位一体改革における税源移譲額等に関する質問主意書

三位一体改革に関する政府の方針に不明確な点があるため、以下についてお尋ねする。

一 「経済財政運営と構造改革に関する基本方針二〇〇四」には「税源移譲は概ね三兆円規模を目指す」とあるが、この三兆円には平成十六年度に実施した「所得譲与税」及び「税源移譲予定交付金」は含まれるのか、あるいは、平成十六年度分とは別に平成十七、十八年度において三兆円の税源移譲を行うのか、明確にお示し願いたい。

二 「経済財政運営と構造改革に関する基本方針二〇〇四」には税源移譲の前提として「地方公共団体に対して、国庫補助負担金改革の具体案をとりまとめるよう要請し、これを踏まえて検討する」とあり、これを受けた全国知事会が現在、改革の具体案をとりまとめている。知事会案が政府に提出された場合、この案はどの程度尊重されるのか。政府が依頼し、知事会がこの要請に応えて提出する以上、知事会案は全面的に採用されることが信義上必要と考えるが、政府の見解を明確にお示し願いたい。

三 「経済財政運営と構造改革に関する基本方針二〇〇三」によれば、補助金削減は平成十八年度までに「概ね四兆円程度を目途に廃止・縮減」とされており、政府が平成十五年度に五千六百億円、平成十六年

度には一兆円の補助金を既に削減していることに鑑みれば、前記基本方針が廃止・縮減の対象とする補助金の残額は概ね二・五兆円程度となるはずである。これに対し、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針二〇〇四」では今後三兆円の補助金を削減するとしているが、その理由を明確に示し願いたい。

右質問する。